積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事設	業計	年年	度月	令和 7年度 令和 年 月				
予	算	科	目	款	項	目	節	
エ	事	場	所	京都市左京区大原草生町地区	勺			
路線	名又に	は河川	名等					
工	事	-	名	河川維持補修(浚渫)工事	(その2)			
工			期	契約日の翌日から令和8年	3月13日まで			
事	業	課 (所	:) 名	左京土木みどり事務所		単価使用年月	令和 年 月	
工	事	番	号			歩掛適用年月	令和 年 月	
変	更	口	数			基準適用年月	令和 年 月	
主	工	•	種			単 価 地 区		
前	払 会	金支	: 出			調整区分		

京都市 建設局



工事概要

工事延長	m	264. 7			
除草工	m2	1, 500	浚渫工	m3	220
仮設工	式	1			

施工理由

本工事は、河川に土砂が堆積し、流水を阻害していることから、土砂を撤去し、流水機能の確保を図るものである。

			設計	領	請負	額
			金額	増減額	金額	増減額
_	事費	前回	円	ш	円	Н
	尹	9 今回 円	[]	円		
内	工事価格	前回	円	ш	円	П
F3		今回	円	[]	円	
訳	消費税相当額	前回	円	ш	円	Д
口人	仍复忧怕当饿 	今回	円	[3]	円	
支	給 品 費	前回	円	ш	円	Д
	支 給 品 費	今回	円	[]	円	

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	使	用	年	月	2025年10月	
步	掛	適	用	年	月	2025年10月	
基	準	適	用	年	月	2025年10月	
単		価	地		区	2601: I 地区	
調		整	区		分	単独工事	
共通仮	設費(率計上)				
主	た	Z	<i>.</i>	工	種	01:河川工事	
施	工	地均	或 等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1.2
I	С	T 施	iΙ	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
現場管	理費						
施	工	地均	或 等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1. 1
I	С	T 施	iΙ	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
一般管	理費						
前扣	ム金支	出割	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00
財	団 法	人 等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契;	約保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
除草工	堤防除草工	除草処分			t	22, 000	処分費	
浚渫工	浚渫工	残土等処分	高含水粘性土		m3	9, 900	処分費	
仮設工	土留·仮締切工	処分費	廃プラスチック		kg	50	処分費	

設計内訳書(本01)

工事名 河川維持補修(浚渫)工事(その	D 2)				事業区分 工事区分	河川維持·修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
川維持							
		式	1				
除草工			-				
		式	1				
堤防除草工		14	1				
							
堤防除草(複合)	肩掛式 (カック径255mm), 梱包無し, ダンプトラック (オンロード・ディーゼル・2t積), 飛散防止装置: 無し	式	1				(概)
是四四十八次日7	ト゛・ディーゼル・2t積),飛散防止装置:無し		_				\ P3/L/
運搬(堤防除草)	「運搬機械:ダソプトラック(オンハード・テ゚ノーヤ゙ル・9+チ書\ お日	m2	1, 500				(概)
建 椒(堤奶除草)	運搬機械:ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積),梱 包無し,DID区間:有り,運搬距離:40.0km以下						(154.)
PA district		千m2	1. 5				
除草処分							
		t	0.9				
浚渫工							
		式	1				
浚渫工							
		式	1				
機器材搬入搬出	小型バックホウ機種:山積0.09m3~0.16m3以下		-				
(参考数量)		回	4				
	土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数		T				
	量: 小規模(標準以外)		000				
積込(ルーズ)	土質: 土砂, 作業内容: 小規模(標準)	m3	220				
TRACTO 1							
土砂等運搬		m3	220				(概)
上7少守建恢	小規模, バックホウ山積0.28m3 (平積0.2m3), 土砂 (岩石・玉石混り土含む), DID区間:有り, 運搬距離:27.0km以下						(19元)
and I defect to the		m3	220				
残土等処分	高含水粘性土						
		m3	220				

京都市

設計内訳書(本01)

工事名 河川維持補修(浚渫)工事(そ	O 2)				事業区分 工事区分	河川維持·修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工							
		式	1				
土留·仮締切工							
		式	1				
土のう積 (参考数量)	作業区分: 小口並べ, 作業内容: 仕拵・積立・撤去, 袋詰土区分: 流用土	-					(概)
		m2	22				
廃プラスチック積込(人力積込)							(概)
		kg	22				
廃プラスチック運搬(人力積込)	DID区間の有無:有,片道運搬距離:20km以上30km未 満						(概)
		kg	22				
処分費	廃プラスチック						
		kg	22				
水替工							
		式	1				
ポンプ設置・撤去 (参考数量)							
(参与奴里)		箇所	7				
ボ゚ンプ排水 (参考数量)	排水量:0以上120(m3/h)未満,全揚程:10m,排水方法:作業時排水						
(参与数里)		日	27				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B (昼間)						
		人目	21				
既略発注工		/ -					
		式	1				
概略発注工		- 4	*				
		式	1				

- 2 -

京都市

設計内訳書(本01)

工事名 河川維持補修 (浚渫) 工事 (その2)				事業区分 工事区分	河川維持·修繕 河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工							
		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 40.1%以内		式					(概)を参照
直接工事費		IV.	1				(帆)を参照
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費 (率計上)			1				
		式	1				
純工事費			1				
		式	1				
現場管理費		1	1				
		式	1				
工事原価			1				
		式	1				
一般管理費等			1				
		式	1				
工事価格			1				
		式	1				
消費税額及び地方消費税額			1				
		式	1				
工事費計			1				
		式	1				

- 3 -

京都市

特 記 仕 様 書(個別工事編)

エ 事 名 河川維持補修(浚渫)工事(その2)

工事場所 京都市左京区大原草生町地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和7年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和7年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)|又は「月単位の週休2日|の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」)であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目 「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (https://www2.city.kyoto.lg,jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第4条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	1 名	交通誘導警備員B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第5条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が 確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確 認 方 法・目 的 等
浚渫土の土量確認	堆積している土砂の土量を確認するため、事前測量時に監督員と立
	会確認を行う。(確認箇所等については監督員と協議のうえ決定する
	こと)
浚渫土の土質確認	堆積している土砂の土質を確認するため、掘削時に監督員と立会確
	認を行う。(確認箇所等については監督職員と協議のうえ決定するこ
	と)

4 建設副産物に関する事項

第6条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日) を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所		考
1(高含水粘性土)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町 1 2	$L = 2 3.8 \mathrm{kr}$	m
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 55-1	設計運搬距離 L = 2 6.3 kr	

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備	考
(刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町71-2	設計連打	般距離 6.3 km

※建設発生土(高含水粘性土)の処分地は、高含水粘性土を産業廃棄物として受入するため、産業廃棄物として記載する。

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下 の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

2 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GIS に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の 受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第7条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第8条(情報共有システムの利用)

- 1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
 - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)
- 第9条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
- ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、 受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備する ものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Androidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパ ソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ

ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、 受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更 の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

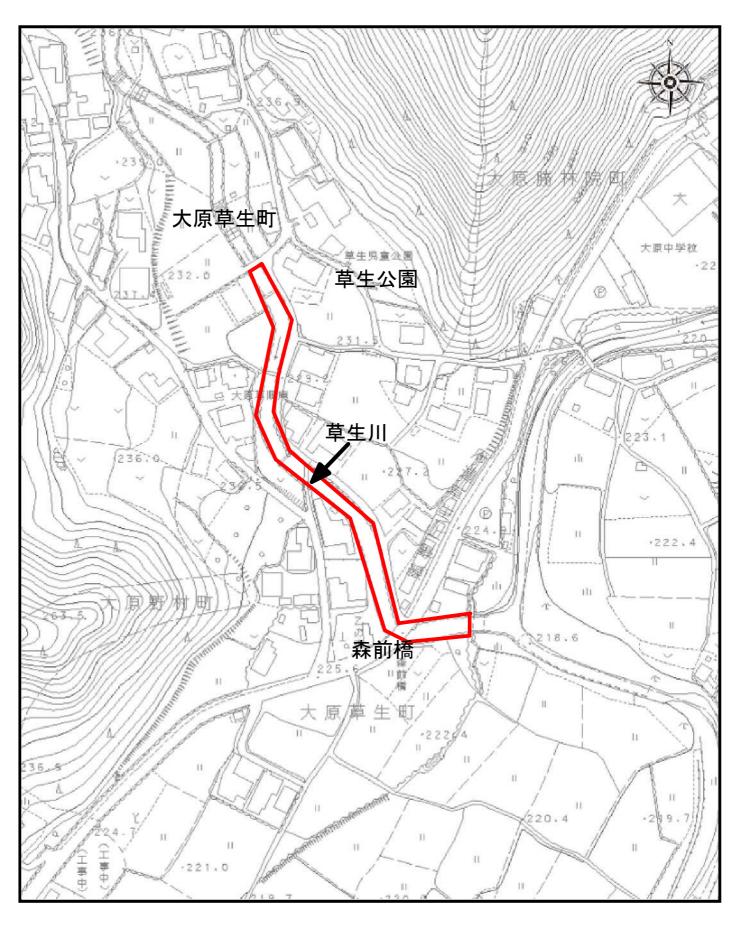
第10条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意 工夫」において、加点対象となる。

第11条 (その他の特記事項)

本工事における建設発生土の設計数量は内訳書のとおりであるが、天候の影響及びその他不可抗力により発生した事項を受けて、数量の大幅な変更が生じる場合があるため、施工計画や工程管理等に留意すること。

箇所図



本工事施工箇所